

各介護サービス事業所等の管理者 様

北海道保健福祉部福祉局
高齢者保健福祉課介護運営担当課長

令和 8 年度（2026 年度）介護テクノロジー導入支援事業費補助金に係る事前協議の実施について（依頼）

日頃より、本道の福祉行政の推進に格別のご配意を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記事業（旧：介護ロボット導入支援事業費補助金）につきまして、次のとおり事前協議を実施しますので、事業を実施する場合は、下記により期限までに協議書類を提出してください。

なお、本事前協議の結果、補助要望が道予算額を上回った場合は、一定の交付率を設けることや、優先順位を設けて補助金の採択・不採択を行うなどの措置を講じる場合があることを申し添えます。

記

1 事業概要

※詳細については、別紙「令和 8 年度介護テクノロジー導入支援事業費補助金 事業概要」参照

(1) 対象事業所

道内に所在する、次の施設・事業所

- ア 介護保険法に基づく介護サービス事業の指定・許可を受けた施設・事業所
- イ 老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

(2) 事業区分

区 分		対象機器等一覧
①	ア 介護テクノロジー（見守り機器等）	経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジーの重点分野（9分野16項目）」に該当する機器 ※「福祉用具システム（T A I S）」において「介護テクノロジー」として選定された機器が対象 https://www.techno-tais.jp/
	イ 介護テクノロジー（介護業務支援）	
②	道が認める機器	上記を除く機器のうち、業務改善に資すると認められる機器
③	介護テクノロジーパッケージ型導入支援	「①イの機器又は②のうち、①イと同水準の機器」と連動することで効果が高まると判断できる「①アの機器又は②のうち、①アと同水準の機器」の導入費用 ※既に導入している介護ソフト等と組み合わせて一貫性が実現できる場合も補助対象とする。
④	導入支援と一体的に行う業務改善支援	①～③の導入に合わせてコンサルティング会社等による業務改善支援を受けるための費用

(3) 補助要件等

- 業務改善計画の作成・効果の報告補助を受ける事業所等は、厚生労働省が発行する資料を参考に業務改善に取り組み、業務改善計画書を作成すること。

なお、当該計画の作成や取組にあたっては、原則、介護現場業務改善総合相談センターに相談すること。補助を受けた事業所等は、補助を受けた翌年度から 3 年間、当該事業所等において定めた業務改善計画に対する効果を、別に定める方法により報告すること。

- 介護老人福祉施設等の施設系・居住系サービス事業所については、「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）」を設置すること。
- 訪問介護や居宅介護支援事業等の通所系・訪問系サービス事業所については、令和 8 年度内に、公益財団法人国民健康保険中央会が運用する「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始す

ること。「居宅介護支援費にかかるシステム評価検討会」において、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認められたものを含む。

- 「科学的介護情報システム（LIFE（ライフ））」に登録すること。
- 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかに宣言（登録）すること。

なお、SECURITY ACTION 対象外の事業所については、同等の対策（一つ星 or 二つ星）を講じていることを宣言すること。

2 事前協議の方法及び登録・提出期限

- (1) 電子申請システムにより事業所基本情報の登録（次の URL から事業所基本情報等を登録）

<URL> <https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=UA0gBxdQ>

※下記登録期限までに登録されていなければ、原則、協議書類を受付できませんのでご留意願います。

登録期限：令和8年（2026年）8月31日（月）

- (2) 事前協議書類を下記アドレスあて電子メールで提出（紙媒体の提出は不要）

<アドレス> hofuku.kouhuku1@pref.hokkaido.lg.jp

※協議書類については、原則、法人でとりまとめて提出してください。

※メールの件名は、【法人名】令和8年度介護テクノロジー導入支援事業費補助金事前協議書類提出としてください。

※下記提出期限を過ぎて提出されたものは、原則、受付できませんのでご留意願います。

提出期限：令和8年（2026年）9月17日（木）【必着】

3 事前協議書類

別添「提出書類一覧」のとおり

4 送付書類

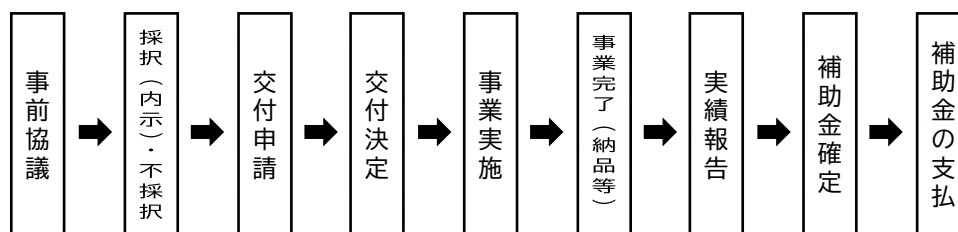
- (1) 令和8年度（2026年度）介護テクノロジー導入支援事業実施概要
- (2) 令和8年度（2026年度）介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付要綱（案）新旧対照表
- (3) 令和8年度（2026年度）介護テクノロジー導入支援事業費補助金交付要綱（案）本文
- (4) 介護テクノロジー導入支援事業実施要綱
- (5) 介護テクノロジー導入支援事業費補助金留意事項
- (6) FAQ（R8.7.31時点）
- (7) 「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義
- (8) 【参考】委員会設置対象事業所 一覧
- (9) 【参考】ケアプランデータ連携システム利用の対象事業所 一覧
- (10) 提出書類一覧
- (11) 令和8年度（2026年度）介護テクノロジー導入計画書（※事業所ごとに作成）
- (12) 【参考様式1】介護ソフトに係る確認書
- (13) 【参考様式2】ケアプラン連携標準仕様への対応状況確認書
- (14) 【参考様式3】LIFEのCSV取込機能への対応確認書

※（2）並びに（3）については、現在調整中のため、内容が変更となる場合がございますので、ご容赦願います。

5 補助金事務に係る留意事項

- (1) 本補助金の申請等に係る事務手続きの流れは、次のとおりです。

【事務手続き等の流れ（イメージ）】



- (2) 「①介護テクノロジー」の区分で申請が可能な機器については、「福祉用具システム（T A I S）」で介護テクノロジーとして認定された機器のみが該当します。認定されていない機器については、「道が認める機器」での申請となります。

なお、事業区分「①介護テクノロジー」で申請できる機器はTAISコード1つまで（1つのコードに複数の機器がセットで登録されている場合は、同一コードの機種に限り複数機器の申請が可能）とします。

また、「②道が認める機器」での申請は1機種のみです。「道が認める機器」については、導入計画書を審査し、事業所の課題に対し、効果的な機器であるかどうか等を勘案し、補助対象の可否を決定しますので、補助対象機器とならない場合があることにご留意願います。

- (3) 事業区分（「①介護テクノロジー」・「②道が認める機器」・「③介護テクノロジーパッケージ型導入支援」）のうち、いずれか1つのみ申請可能とします。

- (4) 事前協議書類の作成・提出に当たっては、本補助事業交付要綱（案）・実施要綱・留意事項・FAQ等を必ず確認してください。

- (5) 事前協議書類の提出後、補助対象とする導入機器は、原則、変更できません。

事前協議以降に、特別な事情により導入（補助対象）機器を変更する場合、事前にご相談願います。

- (6) 補助事業は、原則、交付決定後に事業実施していただくことになりますが、納品に時間を要する等の理由により、やむを得ず早期発注が必要な場合にあっては、道の内示通知をもって、機器等の発注をすることができます。

ただし、内示前に発注等を行っている場合は、本補助金の対象外となります。

- (7) 本補助金に係る事業完了日（補助対象機器の納品）は、令和9年2月26日（金）としますので、納入業者等との調整にあたっては、納品日（納入期限）の設定にご留意願います。

- (8) 本年度については、国の方針に基づき、特に、業務時間削減効果が確認されている、「見守り機器・インカム・介護ソフト」の導入を優先的に支援する方針であること。また、補助予算を超える申請があった場合、これまで一度も補助の対象とならなかった（採択されていない）事業所を優先的に採択する方針であることを申し添えます。

6 その他

事前協議につきましては、当課HPにも掲載しておりますので参考としてください。

＜当課HP：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/223347.html>＞

介護人材係（担当：西山・土屋）

電 話：011-204-5274

Email：hofuku.kouhuku1@pref.hokkaido.lg.jp